

- (45) 御家人集団の連帯性については、笠松宏至「中世の『傍輩』」、『法と言葉の中世史』、平凡社、一九八四年) 参照。また、若狭国御家人の婚姻関係については網野善彦「中世における婚姻関係の一考察」、『地方史研究』一〇七、一九七〇年、『日本中世史料学の課題』、弘文堂、一九九六年に所収) 参照。
- (46) 勸心については、前掲注41磯貝論文等参照。
- (47) 『鎌倉遺文』九一六、二五四。
- (48) 大山喬平『日本中世農村史の研究』(岩波書店、一九七八年)。
- (49) 前掲注48のほか、永原慶二「村落共同体からの流出民と荘園制支配」、『近代化の経済的基礎』、岩波書店、一九六八年、『日本中世社会構造の研究』、岩波書店、一九七三年に所収)。
- (50) 前掲注40。
- (51) 前掲注14。
- (52) 『相生市史』第二卷(相生市・相生市教育委員会、一九八六年) 八一頁―八三頁。是藤名が御家人名であるかどうか争点の一つであったが、実田はこれを否定している。なお、実田の一族は「奥」という名字を名乗ることになる。
- (53) 久留島典子「中世後期の『村請制』について―山城国上下久世庄を素材として―」、『歴史評論』四八八、一九九〇年)。

南北朝期合戦の一考察

— 戦死傷からみた特質 —

トーマス・コンラン

はじめに

合戦を経験していない現代において、中世の戦いとはどのようなものであったのか、容易には理解できない。これまでの研究は、合戦の実態を具体的に考察することなく、近代以降の軍隊の様態を無条件に前提としながら、主に戦略面に限定して行われてきた。

近年になってようやく、源平の「合戦」について優れた研究があらわれた⁽¹⁾。しかし、源平合戦は短く、その主史料となる『平家物語』と『吾妻鏡』は合戦終結後に書かれ、編纂されたものであるため、一二世紀の合戦の実態を明らかにするのは難しい。これに対して、南北朝動乱期の合戦については様々な史料が存在している。従来、物語を分析することによって合戦の内容が論じられてきたが、当時の武士が指揮官に提出し、軍事行動を詳しく記している軍忠状ははまだ有効に利用されているとはいえない。もちろん、日記や物語も有効な史料であることはいままでもないが、それよりも合戦を経験した武士の言葉を優先すべきであると考えられる。この論文は、主とし

て軍忠状に依拠するが、負傷の実態をつぶさに記載した合戦注文、軍事行動があらわれる着到状、私合戦の行為を詳しく記した裁許状なども利用して、合戦の実態について考察を試みたい。⁽²⁾

網野善彦は、南北朝の内乱期には民族的レベルでの構造転換が起こったと指摘した。⁽³⁾氏は、そのひとつの原因を、農民が戦場で積極的な役割を果たすようになったことに求めている。⁽⁴⁾つまり、「野伏」（百姓たちの戦う姿）が鍵などをもって、集団で戦ったことによる影響が大きいことになる。構造転換の一つの原因として指摘された、このような合戦の様態は検討する必要がある。

佐藤進一以来、南北朝期の合戦の特徴は、一般農民が参加するようになったことであるとされるようになった。⁽⁵⁾しかし、氏は合戦の影響を述べながら集団性という点については具体的に検討していない。⁽⁶⁾川合康は源平合戦を再検討し、内乱と鎌倉幕府の成立について、源平合戦の時期から、軍勢は集団的性格を持っていたと指摘している。⁽⁷⁾工藤敬一は、源平合戦と南北朝期内乱には、同じ集団戦でもかなりの相違があると主張し、着到状や軍忠状が蒙古襲来以降あらわれることは合戦の様態や軍事力の変化を反映しているとして注目した。⁽⁸⁾これをうけて、川合は、南北朝以降は「歩兵集団を主要な戦闘力とする白兵戦の段階」となったという。⁽⁹⁾

本稿ではこれらを踏まえた上で、着到状や軍忠状が合戦の様態や軍事力をどのように反映しているかを検討し、南北朝期の合戦の実態を明らかにすることを目的とする。特に農民の合戦への参加について再考察を試みたい。

一 合戦の非集団性

従来、南北朝期の合戦は、たとえば関幸彦によって次のように説明されていた。「いうまでもなく「足軽」「野伏」の大量投入がいくさの雌雄を決するに至ったのは、南北朝期前後の頃であった。中世社会の成熟は戦闘・合戦にこうした「土民」レベルの民衆を巻き込むことで達成されたわけで、そこにあつては当然のことながら騎馬

中心の一騎打ち戦法は影をひそめ、集団戦に対応した「いくさ」⁽¹⁰⁾ぶりが登場することになる。⁽¹⁰⁾この関の論の二つの前提は次のようなものである。

一、「野伏」は土民であつて、合戦で次第に重要な役割を果たした。

二、歩兵が登場すると共に一騎打ちなどの騎馬戦法は変化した。

先程の疑問をふまえ、この二点について検討してみたい。

1 野伏

「野伏」という言葉は何を示しているのであろうか。鎌倉時代には、文字通り「野に伏する」という行為を表す動詞であつた。⁽¹¹⁾南北朝期にも身分の高い武士が「野臥」をしている。岡本重親代山田重教が「於里屋城致夜攻并野臥」したという。⁽¹²⁾また、専ら「野に伏し」矢を射る合戦は「野伏合戦」といわれてきた。武士は「野伏合戦以下拙忠勤候畢」や「連日致野伏合戦」と誇つた。⁽¹³⁾野伏はあきらかに合戦の形態を表す言葉である。

「野伏」が「野に伏する」人を表す名詞として使われることもある。⁽¹⁴⁾しかし、この「野伏」は、ある身分に限定されている訳ではない。例えば、「随而十八日ニ引退候之時、敵野臥等付送候間、野ニ引出候て、馬にて散々に懸付候て、野臥等十四人討捕候了。此内侍程の者五人、名字分明候生取三人」とあり、侍の身分をもつ武士が明らかに「野伏」をした。また「園太曆」には「野伏輩聊有合戦事、騎兵等在後陣不及合戦」とあり、⁽¹⁵⁾「野伏」は騎兵と同じように一般的な意味を持つ言葉であり、歩兵の同義語でもあつた。

従来、「歩兵」や「野伏」は「戦闘のルールを無視して、奇襲や待ち伏せ戦法を行った」と考えられてきた。⁽¹⁷⁾「戦闘のルール」が実際に存在したかどうかは別にして、史料で見る限り「野伏」という語に、奇襲を主とするゲリラ的な戦い方の意味は含まれていない。「野伏」はゲリラと違い武装し、戦場と認識された場で戦つたので

ある。分散して、弓矢で戦った「野伏」の機能を考慮すると、軍事用語でいう「散兵」(skirmishers)と認めるべきである。つまり「野伏」と騎兵との間には基本的に身分的な差異はなく、武士を含む兵員配置の形態であった。

「野伏合戦」は大勢を左右するような本格的な合戦ではなかった。⁽¹⁸⁾ 天下をとる程の大事な合戦では、野伏合戦より太刀打がふさわしい行為とされていた。例えば、『太平記』に「さても天下を敵に受たる南方者共か、終に野伏戦計を為つる事の笑さよと、日本国の武士共にわらはれん事こそ口惜けれ」と記される。⁽¹⁹⁾ 野伏合戦は軍忠状にも見えるので、必ずしも誇るべき行為でないという訳ではないが、太刀打ほどでないのは明らかだろう。従来、階級闘争のあらわれと考えられた「野伏」は、百姓から侍、御家人まで含んでおり、士民に限られなかったのである。⁽²⁰⁾

2 騎馬と歩兵

騎馬と歩兵は別の集団ではなく、混在していたと考えられる。『春日権現験記絵』には、この様子がはっきり示されている。⁽²¹⁾ また「人勢五十余人、騎馬六十騎云々」という記録もよくこのことを物語っている。⁽²²⁾ さらに武士は必ずしも馬の上だけで戦った訳ではない。「為悪所之間、為歩行」や、「西阪本より合戦をはじめ、みな歩者に雲母坂までぞ責付たりし」とある。⁽²³⁾ これは、地形の悪い攻めにくい場所では歩兵として戦ったことも珍しくなかったことを示している。

平地で歩兵は、「力勤とも身に矢のた、ぬ事有へからず、又走こと早とも馬には余も追付れし」とされ、「打物の上手」な武士は騎馬兵に数回射られて、死んでしまった。⁽²⁴⁾ そこで人家密集地で騎兵は、「宿所の四方四五町の在家を焼払い、馬の懸場を広く」した。⁽²⁵⁾ しかし、もし在家を焼き払わなければ、「在家の垣に打懸々々、究意射手三百余人屋上にのほりて、目下なる敵を差下て散々に射ける」と、騎兵にとって不利な状況となる。⁽²⁶⁾ また「細川大勢也と云へとも、北は天津の在家まで焼くる最中なれは通りへず、東は湖上なれは、水深して廻らんとするに無し更、半町にも足らぬ細道を、只一順に打て前まんとすれとも、(中略)船を漕並て射ける横矢に防れて、(中略)細川六万余奇、五百余奇被討」という記載もある。⁽²⁷⁾

注目すべき点は、歩兵が騎兵を打ち破ったという事実でなく、どのように敗北させたかということである。広い場所では、機動性の高い騎馬は歩兵より優勢であった。深田、山など地形の悪い、あるいは狭い場所では歩兵が優位であった。騎兵は機動性を減殺され、歩兵は容易に大きな的である馬を射撃できたのである。佐藤進一の「特殊な武力集団が活動しはじめた」という指摘や、関が述べたように「騎馬中心の一騎打ち戦法は影をひそめ、集団戦に対応した「いくさ」ぶりが登場することになる」というのは、結果論的な指摘である。⁽²⁸⁾ 一四世紀には、歩兵は騎馬を平地で防戦できるほどまとまった集団でなく、騎馬の攻撃を支えられない分散された弱小集団であった。むしろ、川合康が源平合戦について指摘したように「戦闘の一般的形態は、堀・逆茂木などによる軍事施設や地形を利用することによって敵の騎射隊の機動性を封じ込め、味方の徒歩立ちの軍勢の集団的な戦闘力が最大限有効に發揮できるように」⁽²⁹⁾ なった状態が南北朝末期まで継続した。

一四世紀を通して、騎馬は一番有利な軍事組織であった。いつ、歩兵は平地で優勢になったのか、これからの研究課題の一つである。

二 戦死傷にみる合戦の性格

すでに述べたように、合戦の様態は従来考えられていたものとはかなり異なっており、今までに認識されていた合戦の実像を再考する必要がある。では、源平合戦と南北朝の内乱の間には実際どのような変化が起こったのか、

南北朝内乱について統計的な分析を行うと、内乱の規模の変遷が明確になる。元弘・建武年間に激しい合戦があり、特に建武三、四、五年（一三三六―八）は大規模であった（第一期）。建武五年に南朝が大敗し、足利幕府の成立が決定的になった暦応二年（一三三九）になると軍忠状は前年の三分の一に減少し、その後一〇年間、軍

1 データにみる南北朝の内乱

年号	人数	殺害	疵	軍忠状
1364	21	1	3	5
1365	13	3	0	2
1366	10	0	3	4
1367	6	1	1	3
1368	41	1	2	12
1369	11	0	0	2
1370	7	1	0	2
1371	16	1	0	8
1372	96	1	9	20
1373	34	1	0	4
1374	86 <10>	4	45 <10>	18
1375	159 <300>	5	77	17
1376	15	2	0	8
1377	28	1	4	12
1378	26	0	1	12
1379	106	8	44	9
1380	92	31	4	12
1381	62	36	0	7
1382	60 <1000>	2	1	13
1383	0	0	0	0
1384	28	0	0	3
1385	14	0	0	2
1386	13	1	0	5
1387	45 <10>	3	13 <10>	8
1388	44	3	0	4
1389	2	1	0	1
1390	27 <100>	10	0 <100>	3
1391	0	0	0	0
1392	4	0	0	2
1393	0	0	0	0
1394	1	0	0	1
年号不明	482	25	0	11
合計	8634 <2791>	1173 <1881>	1250 <130>	1302

注。く>内は合戦関係文書上にあらわれる「十騎」などの曖昧な数字を合計したもの参考までに示す。統計上は除外している。

表1 軍忠状にみえる人数と死傷者数

年代	人数 (合戦関係文書 に記載された 名前の数)	殺害	疵	軍忠状	
第一期	1333	370 <241>	210 <241>	34	32
	1334	242	14	23	17
	1335	179	36	14	25
	1336	1633	300	336	253
	1337	714	90	85	115
	1338	540 <700>	54 <700>	45	75
	1339	191 <10>	39 <10>	15	25
第二期	1340	208	6	16	48
	1341	204	19	43	29
	1342	106	2	7	20
	1343	97	5	17	28
	1344	41	1	9	6
	1345	161	60	21	10
	1346	58	1	6	12
	1347	36	3	9	12
	1348	81	14	11	21
	1349	54	19	1	8
第三期	1350	150 <300>	2	15	25
	1351	518 <100>	46 <100>	54	72
	1352	516	31	16	99
	1353	223	16	20	51
	1354	216	7	94	17
	1355	154 <10>	6 <10>	104	14
第四期	1356	84	31	9	10
	1357	42 <10>	5 <10>	8	7
	1358	8	1	2	3
	1359	75	3	5	12
	1360	25	1	4	11
	1361	8	0	0	4
	1362	43	4	3	14
	1363	108	5 <10>	17 <10>	17

さらに着到状や軍忠状は合戦の様態や軍事力を反映しているのか、再検討したい。特に従来から注目されてきた鑑について検討する。
 現存する武家文書から合戦に関係するものを抽出し、南北朝期、元弘三年（一三三三）から明德五年（一三九九）まで、そこに記載のある名前を集計したところ、八六三四人を数えた。同じように、死傷者も数えた。脱漏も少なくないが、一万人弱のデータは統計的な分析を行うには十分であろう（表1）⁽³⁰⁾。

表3 負傷者の数

年代	矢	太刀	鎗	石	合計
第一期(1333-38)	229[64]	117[33]	6[2]	4[1]	356(49)
第二期(1339-49)	90[76]	23[20]	4[4]	1[1]	118(16)
第三期(1350-55)	160[85]	23[12]	5[3]	0[0]	188(26)
第四期(1356-94)	44[75]	15[25]	0[0]	0[0]	59 (8)
合計	523(73)	178(25)	15(2)	5(1)	721

注. []内は各期内での割合(%)をあらわす。

また、第一期は、殺害率が負傷率より四ポイントも高いのに対して、第三期は一ポイントも低い。第二期にも殺害率は負傷率を超えているが、観応擾乱以降、負傷率が殺害率を超えるようになる。戦死の原因は負傷の内容を分析することで明らかになる。武士が殺害された場合、その原因について軍忠状に記載はない。しかし、戦傷については、一二五〇例のうち約半数にどこで、どうやって負傷したかが詳細に記載してある。そこで戦傷とその原因となった武器の関係を時期ごとにまとめてみた(表3)。

南北朝期の基本的な武器は弓矢であった。しかし、この表で特徴的なのは第一期には太刀による負傷が著しく多いことである。これは、元弘・建武の合戦が激しかったことを示す。一方、太刀による負傷率が最も少ないのは第三期の観応擾乱である。太刀による負傷の減少は、太刀の使用が少なくなったことを暗示する。また第一期を過ぎて矢による負傷が増加したことは、おそらく、武士が接近して戦わなくなってきたことを示している。建武五年、南朝が大敗を喫するまでの合戦は太刀の使用が多かった。ところが、第二期になると太刀打ちの行為が減少し、遠矢ばかり射る合戦、いわゆる「野伏合戦」が増加した。

さらに鎗、つまり「突く」ものによる負傷が南北朝内乱期を通じて少ないことにも

表2 軍忠状にみえる人数と死傷者数(時期ごとの統計)

年代	人数	殺害	疵	軍忠状
第一期(1333-38) 元弘・建武年間	3678 <941> (43)	704 <941> (60)	537 (43)	517 (40)
第二期(1339-49) 暦応・貞和年間	1237 <10> (14)	169 <10> (14)	155 (12)	219 (17)
第三期(1350-55) 観応・文和年間	1777 <410> (21)	108 <110> (9)	303 (25)	278 (21)
第四期(1356-94) 延文・明德年間	1460 <1330> (17)	167 <20> (14)	255 <130> (21)	277 (21)
不明	482 (6)	25	0	11
合計	8634 <2791>	1173 <1881>	1250 <130>	1302

注. ()内は南北朝内乱期(第一~四期)全体の中での各期の割合(%)。< >内は曖昧な数字。

奥州の北畠軍の場合も七〇〇人が殺害された。一方、第三期(観応擾乱)の殺害率はむしろ驚くほど低い。比較的に平穏であった第二期と第四期でさえも観応擾乱より殺害率が高い。観応擾乱は、軍事行動が活発だったにもかかわらず、南北朝期を通じて戦死率が最も少ないのである。「人数」の内、殺害された人の率はそれぞれ一九パーセント、一四パーセント、六パーセント、一パーセントであり、傷率は一五パーセント、一三パーセント、一七パーセントである。第一期の合戦は相対的に殺害率が高く、第三期が低いことは明白である。

事活動はかなり減少する(第二期)。しかし、観応元年(一二五〇)から足利幕府に内紛が起り、六年の間に再度、軍事行動が活発になった(第三期)。延文元年(一二五六)以降、観応擾乱の残党が次第に幕府に帰順するようになり、内乱が鎮静化する(第四期)。このデータを政治的な状況と考へ併せると、南北朝期を四つの段階に分けることができる。これをそれぞれの時期ごとにまとめてみた(表2)。

表2によると、第一期を過ぎると軍忠状の数が減少することがわかる。一通の軍忠状に記載される人数の平均は、七・一・五・六・四・五・三人であり、南北朝期を通じて大きな変化はみられない。軍忠状は軍事活動のパロメーターであり、記載される人数の合計の多い第一期と第三期が南北朝期における二つの大きな動乱期であったといえよう。

しかし、第一期と第三期を二つの動乱期であったとしても、両者には様々な差異がみられる。第一期に殺害された武士は総殺害数の六〇パーセントをも占めている。ある軍勢が全滅したという事態もこの時期だけにみられる現象である。つまり、六波羅探題が滅亡した時には四三〇人が死に、湊川の戦いでは楠木正成の一族五〇人の自害を含めて七〇〇人が

3 打ち物

しかし、当たった部位によっては、重傷を負う場合もあった。二度目まで軽傷だった別府幸実は、三回目にも重傷を負った。「八月廿三日、合戦之時被疵被射通、矢尻折留」⁽⁴⁶⁾。また、合戦に参加できなくなった。従って普通の場合、足や腕を射られた武士はそれほど治療の必要なく、直ぐ戦場に戻ったが、頭や顔、頸を射られた場合は重傷となった。羽取重泰は「右うての上を射抜候了、十二月十一日・同正月八日、右目上を被射通了、半死半生」⁽⁴⁷⁾になった。曾我弥三郎光俊は「右頸骨乍被射通」ら、結局、死んでしまった。⁽⁴⁸⁾

あつたらしい。⁽⁴⁵⁾ 弓矢の殺傷率が低かったことは、以下の事例からも明らかとなる。たとえば、今川頼国が討ち死にするには矢が二〇本も必要であった。⁽⁴¹⁾ 得田章名は「甲鎧ニ請止突數十手、雖有被疵、於軍忠者拔群也」と誇った。⁽⁴²⁾ 矢の傷は軽く、関城を攻めた別府幸実は四月二十四日に「合戦被疵、被射通左」⁽⁴³⁾。馬を討つためにも矢はそれほど有効でなく、何本も射る必要があった。⁽⁴⁴⁾ 殺傷率が低いため毒矢や火箭が使われたこともあつたらしい。⁽⁴⁵⁾

しかし、当たった部位によっては、重傷を負う場合もあった。二度目まで軽傷だった別府幸実は、三回目にも重傷を負った。「八月廿三日、合戦之時被疵被射通、矢尻折留」⁽⁴⁶⁾。また、合戦に参加できなくなった。従って普通の場合、足や腕を射られた武士はそれほど治療の必要なく、直ぐ戦場に戻ったが、頭や顔、頸を射られた場合は重傷となった。羽取重泰は「右うての上を射抜候了、十二月十一日・同正月八日、右目上を被射通了、半死半生」⁽⁴⁷⁾になった。曾我弥三郎光俊は「右頸骨乍被射通」ら、結局、死んでしまった。⁽⁴⁸⁾

石は基本的に城郭の防戦のために使われた。⁽³⁶⁾ 武士が石で戦傷を受けるのは多くの場合、城を攻めた時であった。石は城郭から投げ落とされる岩石以外、武器としてそれほど効果はなかったといえよう。

2 弓矢の射力

武士や馬を射殺すことは非常に難しかったようである。⁽³⁷⁾ 南北朝期の軍忠状には「射殺」という言葉は五回しかあらわれない。⁽³⁸⁾ 射られてから後に死んだ場合は「討死」として扱われており、「射殺」は即死を示す。このことは『太平記』に明らかである。「太平記」九巻に「佐用左衛門範家の」発矢に矢坪を違へず、尾張守か冑の真向の外眉間の只中にあたりて、脳をくたき骨をやふりて（中略）馬より頭に動ドクと落る、範家（中略）矢糾をし、「寄手大將名越尾張守をは範家只一矢に射殺たるぞ」とある。⁽⁴⁰⁾

1 石の砕力

武器別に殺害と負傷の割合をみると、太刀 \parallel 53・47、矢 \parallel 20・80、鎧 \parallel 100・0（しかし一例しかない）となり、武器の効率の差異は明らかである。すなわち、切られた場合は約半分、射られた場合は五分の一が死にいたり、突かれた場合は致命的であった。⁽³⁵⁾

2 戦死傷と武器の関係

表4 死傷した馬の数

年代	太刀(殺)	太刀(傷)	矢(殺)	矢(傷)	鎧(殺)	鎧(傷)
第一期(1333-38)	4	4	3	11	1	0
第二期(1339-49)	2	1	0	1	0	0
第三期(1350-55)	1	1	0	0	0	0
第四期(1356-94)	1	1	0	0	0	0
合計	8	7	3	12	1	0

注目すべきである。つまり、一四世紀に新たに武器として登場した鎧はあまり普及しなかったものであり、南北朝期を通じて武器の使用に大きな変化は起きていない。次に馬の死傷と武器の関係を時期ごとにまとめてみた（表4）⁽³³⁾。軍忠状にあらわれる馬の死傷は三一頭である（戦殺二頭 \parallel 三九パーセント、戦傷一九頭 \parallel 六一パーセント）。このうち第一期が二三頭（七四パーセント）をも占めている（戦殺八頭 \parallel 二六パーセント、戦傷一五頭 \parallel 四八パーセント）。これと対照的に、第三期には二頭の馬しかあらわれない。第一期の矢による殺傷率は六一パーセント、太刀三五パーセント、鎧四パーセントである。第二期に、矢二五パーセント、太刀七五パーセントになり、後には矢の殺傷が見えなくなる。この変化の理由は不明である。馬の鎧が使用されたこともひとつの原因かもしれないが、より詳細な研究が必要であろう。⁽³⁴⁾

馬の場合、致死の原因も記載しているため、武器の効率は人間の場合より明らかになる。死傷三一頭の内、四八パーセントは太刀で切られ、四八パーセントは矢で射ら

太刀と七尺にも及んだ大太刀という二種類の刀は「切るもの」より、「打つもの」であった。『太平記』によると、「七尺三寸の太刀の平広に作たるを、鏢本三尺はかり置て蛤刃に掻合せ（中略）片手打の払切に切上けるに、太刀の刃にあたる敵は胸中諸膝不懸切落され、太刀の棟にあたる兵は、或は中に一と打上られ、或は後に百と打倒れて、血を吐てこそ死にけれ」という。「武家名目抄」によると、「蛤刃とは鏢より刃迄の間を方にかゝすてふくらみあるをいふ。此福岡三郎か持たる太刀は後代の野太刀中巻の類にて鏢本三尺はかりには刃はなくして其余四尺はかりを蛤にしたるなるへし」とある。

太刀と「打ち物」が同義語であることには意味がある。つまり、太刀は敵を切るより殴るための武器であった。太刀の典型的な使い方は『太平記』に見え、「馬より飛び、四尺八寸の太刀をもて、冑鉢を破よ碎よと被打たるに」とある。近藤好和がすでに指摘したように、馬上の太刀打ちは南北朝時代の特徴であり、太刀の先で敵を切ることも不可能ではなかった。敵を殴るには力が必要であったが、折れたり、敵の体につまんで抜けないときもあったらしい。

逃げる敵は比較的討ちやすい。発掘された人骨を調査した知見によると強く打たれた怪我の跡はよく残っているという。鎌倉幕府が滅亡した元弘三年には男女、老若を問わず、惨めに殺された人が少なくない。鈴木尚によれば、そうした人骨、特に頭骨には「打撃の余力は創の延長線に沿い骨に亀裂を生ぜしめている」という。なお刺創も打撲創も男、女、子供に見える。

相手が武器を持つ敵ならば、接近して防具を打ち破ることは容易ではなかった。武士は敵からなるべく離れて戦ったのであり、数回切られたとある例は太刀の先に触れたことを意味している。例えば岡部蒲半田与一三郎入道は「十三ヶ所切疵」をうけている。田原貞広の馬は、建武三年に「被切乗馬七箇所」れた。敵があまり近ずぎる場合、大太刀は切ることが出来ず、離れて戦った方が効率的であり、『太平記』には接近し過ぎて太刀がふる

えない例がある。

もちろん、大太刀ばかりが有効な武器であったわけではない。鉞も長刀も同じように「打ち物」の武器として使われた。しかし、鉞も長刀も大太刀ほど丈夫な武器ではなく、例えば、激烈な合戦には長刀の「棟は編竹のこ」とくに切れ、刃は鋸の様に折たりけり」と記されている。鉞の場合「刃径八寸計なる大鉞を手本長く執伸て、近敵あらは唯一打に打蟄むと（中略）件鉞を以開て冑鉢を破よ碎よと打けるを、氏範太刀をひらめて打背け、鉞柄を左の小脇にはさむて、片手にて曳やとそ引たりける、被引て二匹の馬間近に成けりは、互に太刀にては切得ず、此鉞奪はん不被奪と引合ける程に、蛭巻たる檜木の柄を、中よりつと引切て、手本は長山か手にのこり、鉞は赤松か左脇にそ留ける」と記している。この文章で明らかかなように、木の柄の武器は大太刀より折れやすく、それを防ぐため、柄は大太刀ほど長くなかった。但し一番長い長刀は五尺ぐらいであった。一四世紀の典型的な武器、大太刀は当時の戦乱に一番有効な打ち物であった。

4 突く物

鎧によって負傷した人は少ないが、突かれた人の死ぬ割合は高かった。『太平記』によると細川頼春は喉笛を鎧で突かれ即死した。また、「馳寄て懸違る様に長鎧の柄を執伸て鼻衝に、相模守の乗たまへる鬼鹿毛か草脇をそ突たりける、此馬（中略）一足も働かず、癡て地にそ立たりける」とか、矢木弥太郎は「やりもてとう中をいられ候了、半死半生」などとある。佐藤宗連は提出した軍忠状で次のように述べた。「小鬘以鎧被築、同弓手膝口被築之条（中略）其後宗連為療治給暇之間、差進代官監物左衛門尉」と。但し、鎧がなぐる武器として使用されたことも知られている。

鎧や鎧の短さにも注目すべきである。鎧や鎧は目の前の敵を突くのに効率的な武器である。集団の合戦では、味方が隣で戦っているので半径範囲で敵を打つことが困難になり、眼前の敵を突くことが主要な戦い方になる。

表5 負傷(部位別)

	第一期 1333-38	第二期 1339-49	第三期 1350-55	第四期 1356-94	合計
顔	26〔10〕	10〔8〕	6〔3〕	1〔2〕	43〔7〕
首	8〔3〕	4〔3〕	2〔1〕	2〔4〕	16〔3〕
頭	7〔3〕	4〔3〕	7〔4〕	3〔5〕	21〔3〕
胴体	52〔21〕	26〔20〕	42〔22〕	16〔29〕	136〔22〕
腕	68〔27〕	38〔29〕	60〔32〕	18〔33〕	184〔29〕
脚・足	90〔36〕	49〔37〕	73〔38〕	15〔27〕	227〔36〕
合計	251〔40〕	131〔21〕	190〔30〕	55〔9〕	627

注.〔 〕内は各期内での割合(%)をあらわす。

「当」が用いられるようになった。「頬当」は「頬から顎及び喉を護る面具で、(中略)南北朝末期あるいは室町初期頃の発生と考えられる」(76)。しかし、すでに『太平記』に「頬当」の四つの例があらわれ、また、一四世紀の作品と考えられる『後三年合戦絵詞』と『秋夜長物語絵巻』にもみられる。顔の負傷の減少は主に「頬当」の普及にあったといえるだろう。手や脚の防具はさらに効率が悪かったが、合戦が日常化するにつれて防具の改良も行われた。合戦による変化は漸進的であった。

鍔は長ければ長いほど有利になるが、短い鍔は棒として傍らの敵を打つ時、有効な武器となる。この点、南北朝期の鍔の短さは、「突く物」「打つ物」に使用できたことを示している。

しかし、鍔の他にも「突く物」として使用された武器はある。南北朝期の武器の使い方を正確にあらわす絵巻『秋夜長物語絵巻』には、「突く物」として鍔が使用されているが、太刀と長刀も同じ「突く物」として使われている様子がみえる。すなわち鍔には大太刀と比べ、柄が折れやすいという弱点がある。また、広い半径範囲で敵を「打つ」「突く」「切る」ことのできる大太刀と長刀の方が「打つ」「突く」ことのできる鍔より有効であり、利用価値が高かった。

5 まとめ

一四世紀を通して弓は一番有効な武器であった。太刀は建武年間に最も使われたが、次第に使用されなくなった。「突く」負傷の少なさ、鍔の短さ、鍔より大太刀などが多く使われたことは、南北朝期の合戦が基本的に集団的でなかったことを示している。では、合戦が継続するなどのような変化が起きたのか、軍忠状は合戦の実態や変化を反映しているかどうか考察したい。

3 戦傷と防具の改良

負傷について、釈迦堂光浩は「本人(武士・一族)」「若党・家子・郎党」と「中間・旗差」の身分に分けて分析した(70)。しかし武士、若党といった身分を問わず一律に馬上で戦った例もあり、武士でさえ必ずしも馬上で戦ったという訳ではない(71)。従って、この身分別の分析では正確に実態を把握できるとは思えない。釈迦堂は、「運動量の多い腕や脚の防具による防御が十分にできないこと」、「頭部、体幹部における負傷の記載が少ないのは、上肢部、下肢部と反対の状況が反映している」ことなどの重要な指摘をしている(72)。しかし、南北朝期の七〇

年間には様々な変化がおこっている。このことを確認するために合戦手負注文と軍忠状に記された六二七例の負傷を部位別、時期ごとにまとめてみた(表5)。

第四期になると負傷数は激減する。部位別にみると胴体の増加、脚の減少が著しい(前期比)胴体は七パーセント増、脚は一パーセント減)。このことが、南北朝末期に脚の防具が改良されたことを表現しているのかは不明である。

しかし、顕著なのは全期を通じて顔の負傷が減少することである(74)。この現象は、第一期の武士が、戦いに未熟であったことに一つの原因がある(75)。しかし、一〇パーセントから二パーセントまで激減するのは、経験による結果だけではなさそうである。先にみたように、一四世紀の合戦で基本的な武器は弓矢であった。矢の負傷は基本的に軽傷だが、顔や首に当たった場合、重傷になる可能性が高かった。これを防ぐために、防具の改良が行われ、「頬

結び—合戦の集団性について

南北朝の合戦は分散された組織で小規模に行われた。負傷は六四パーセントから八五パーセント(平均七三パーセント)までが矢によるものであった。激戦でさえも、敵と直接に渡り合うことは非常に少なく、武士の大半は敵から離れて戦い、弓矢による合戦が基本であった。従って、矢による重傷の可能性の高い顔と首を守るため「頬当」のような防具が発展して有効に機能した。

歩兵と騎兵は、南北朝期を通じて一緒に戦った。騎兵隊の機動性を阻害される場所では歩兵が有利になるが、そのような所だけで有利であったということは、歩兵の非集団性の証拠になる。戦国時代にあらわれるような歩兵集団は、南北朝期には存在しない。もちろん、歩兵は見られるが、基本的な軍隊構成は騎兵が主であって、組織的な歩兵部隊は存在しない。

鎧は長く、眼前の敵を突くには効率的な武器であるが、突く、切る、打つことのできる大太刀や長刀の方が分散した合戦では有効であった。突かれた負傷の少ないことと、大太刀の流行をあわせ考えると、南北朝期の合戦は基本的に集団的でなかったことは明白である。では、歩兵はいつ平地で騎兵と互角に戦えるようになったのか、正規の歩兵集団はいつ形成されたのか、その形成は合戦の様態にどのような影響を与えたのか、今後の研究課題になる。

源平合戦において騎兵の機動性が阻まれる場所で歩兵が有利になった事情は、南北朝期を通じて同じであった。その点、源平合戦から南北朝合戦の終結まで、大きな変化が起きていない。「野伏」本来の意味は歩兵として弓矢で戦うことであり、新しい社会現象(つまり、百姓が戦場に登場すること)や合戦の集団的な変化を表現しているものではない。

軍忠状や着到状は直接に合戦の様態の変化を示すものではなく、むしろ、社会の構造と権力の関係を示しているのではなからうか。つまり、合戦の大規模化、集団化といった大きな変化は見られないのに、軍忠状があらわれてきたのは、社会状況の変化によるものである。軍忠状は軍功に対する補償を受けるための申状であり、ドライな主従関係をあらわす。補償がなければ、戦う義務はない。この文書の存在はどのような主従関係が存在したかを知る上で、有効な史料となる。今後も南北朝以降の軍忠状や合戦注文を扱いながら、軍事組織と社会現象の変化について考察を続けたい。⁽⁷⁹⁾

(1) 川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』(講談社、一九九六年)、同「治承・寿永の「合戦」と鎌倉幕府」(『日本史研究』三四四、一九九一年)。また、戸田芳実、高橋昌明らは、当時は馬上で訓練できる武士は少なく、騎射の技術が不足であり、源頼朝は武芸を奨励したことを指摘している。戸田芳実「初期中世武士の職能と諸役」(『日本の社会史』第四卷、岩波書店、一九八六年)、高橋昌明他『歴史を読み直す』8 武士とは何であろうか(朝日百科日本の歴史別冊、朝日新聞社、一九九四年)。

(2) 周知のように、特に関東においては、着到状と称された文書の中に軍忠状と同様のものもあるので扱った。典型的な着到状は軍事活動を明らかにしないので、基本的には使わなかった。扱った裁許状の一例は『南北朝遺文・中国四国編』三六四四。

(3) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)、同『無縁・公界・楽』(平凡社、一九七八年)など。

(4) 「鎌倉末期に近づくとかれらは「惣百姓」として、集団で行動し、独自の利害を主張しはじめる。(中略)やがてかれらも悪党とともに戦場に登場する。追えば逃げ、返せば攻める野伏の集団はこうした百姓たちの戦う姿にほかならない」と指摘している(網野善彦『日本の歴史第10巻 蒙古襲来』、小学館、一九七四年、三七二—三七三頁)。これは、佐藤和彦の指摘との共通点が多い。佐藤は、「守護・国人領主などが編成した武力の問題を追究することである。とくに悪党・野伏・一揆といわれた、在地の軍事力が問題である。幕府の軍隊も守護の軍隊も、これら諸勢

- (14) 『神宮徴古館本太平記』(和泉書院、一九九四年) 卷三八「接津合戦事」(以下、『太平記』は本テキストによる)。
 『南北朝遺文・中国四国編』六五四。『相生市史』第八上、三八三に「野伏等軍役」も見える。
- (15) 『南北朝遺文・九州編』五六六七。
- (16) 『園太曆』文和四年二月廿八日。
- (17) 伊藤喜良『南北朝の動乱』(前掲)一三〇頁。佐藤進一『南北朝の動乱』(前掲)一九四頁。
 例えば『太平記』卷三十八「接津合戦事」に「野伏少々城よりいて遠矢に射懸たる計にて墓々しき戦は無かりけり」とある。(ここでいう「墓々しき」合戦とは敵味方双方が近づき、太刀打する合戦を意味する。
- (18) 『太平記』卷三三「諸大名重向天王寺事」。
- (19) 『太平記』卷三四「和田夜討事」。
- (20) 野伏を農民と同義語であるとし、「農民が(中略)領主の支配から自立しようとしはじめた」(佐藤進一『南北朝の動乱』、前掲、二八三頁)という表現にも、階級闘争的なパラダイムの影響があらわれている。
- (21) 『春日権現験記絵』(卷二、五紙)、『続日本の絵巻13 春日権現験記絵上』、中央公論社、一九九一年)。
- (22) 『観応二年日次記』(統群書類従) 観応二年九月七日。
- (23) 『南北朝遺文・九州編』七〇四。『梅松論』(現代思潮社、一九七五年) 一一二六頁。
- (24) 『太平記』卷八「四月三日都軍事」。
- (25) 『太平記』卷三五「諸大名重向天王寺事」。
- (26) 『太平記』卷三〇「七条大宮軍事」。
- (27) 『太平記』卷一五「三井寺合戦事」。
- (28) 佐藤『南北朝の動乱』(前掲)一九四頁。関幸彦『武装』(前掲)一一一四頁。
- (29) 川合康「治承・寿永の「合戦」と鎌倉幕府」(前掲)。
- (30) このデータについて、以下の五点に注意しなければならない。①ここで取り上げた合戦関係の文書には、軍忠状のみならず、着到状、合戦注文や一部の裁許状など、時に合戦における死傷の記事を載せるものを広くふくんでいる。②同じ武士が数回、軍忠状を提出したこともあり、同一人物を重複して数えた恐れもある。③軍忠状にあらわれるのは、武士とその郎等や若党、中間である。人夫などが軍忠状に載せられる例はまれである(人夫の記載例は『南北朝遺文・中国四国編』五一四、五一七)。④軍忠状や合戦注文は実態を詳細に注進したものであり、死傷者の

- (5) 佐藤進一『南北朝の動乱』(中央公論社、一九七二年、一九四一五頁)など。関幸彦『武装』(『中世を考える』一頁)も無条件に佐藤のパラダイムを認めている。「個性の時代から集団の時代へ、合戦様式は着実に変化しつつあった。それが本格的に活躍するのは応仁の乱以降の戦国時代で、まだ半世紀以上の時間があるにしても、『太平記』には鎚と足軽がみえ始めるのである」(福田豊彦『戦士とその集団』、『中世を考える』一頁)と、前掲、一一一頁)ともいう。
- (6) 近年の釈迦堂光浩『南北朝期合戦における戦傷』(『内乱史研究』一三、一九九二年)は、南北朝の合戦について、合戦注文による負傷を統計的に分析し、数量的に合戦の内容を解明した最初の論文である。近藤好和『武器からみた内乱期の戦闘』(『日本史研究』三七三、一九九三年)は物語を分析しながら、戦闘の内容を明らかにした。「中世を考える」一頁)も南北朝期の合戦を取り上げるが、佐藤のパラダイムはまだ有力である。
- (7) 川合康「治承・寿永の「合戦」と鎌倉幕府」(前掲)。
- (8) 工藤敬一「着到状・軍忠状の成立条件おぼえがき」(平成元々三年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書『吾妻鏡の総合的研究』、一九九一年)。
- (9) 川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』(前掲、八八頁)。さらに岡田清一は「鎌倉時代中期から南北朝期の動乱には、源平合戦には見られなかった野伏・悪党という武力集団が加わり、ゲリラ戦法や奇襲を得意とし、(中略)源平合戦時とは同一視できないことも事実である」と主張する(岡田「いくさの儀式」、『中世を考える』一頁)と、前掲、一七八頁)。
- (10) 関幸彦『武装』(前掲)一一一四頁。
- (11) 『古今著聞集』卷九、武勇第一二「源義家大江匡房に兵法を学ぶ事」。
- (12) 『福島県史』第七卷「岡本元朝家蔵文書」三八。
- (13) 『南北朝遺文・九州編』二五九七、五一七一。

- 数は現実より高くなる可能性がある。それを正すために人数だけが書いてある着到状をも使ったが、それは完全な解決策ではあるまい。⑤戦国や織豊、江戸期に滅亡した武家は少なくないので、多くの軍忠状が散逸していることも考慮する必要がある。
- (31) 六波羅探題については『鎌倉遺文』四一―三三―三七、湊川は『梅松論』(前掲)一二四頁、奥州軍の全滅については『南北朝遺文・九州編』一二〇―一三、一二一―五七、六九九―八。名前が明確に載せてある六波羅探題の一八九人についてはデータとして扱った。
- (32) 但し、元弘・建武年間については近江の番場宿で自決した六波羅探題の一八九名を除けば、殺害率は一五パーセントになる。
- (33) 『南北朝遺文・九州編』四五九、五四四、六五一、八六八、一一九〇、一二二〇、一三七五、一四九七、二五三六(四頭)、三九三六。『南北朝遺文・中国四国編』二三三、二三八、二九一、六五四、七七三、二五三三、三六四四。『新潟県史』史料編四 一四二―「被切乗馬」。『相馬文書』「相馬岡田文書」一二、「大悲山文書」七。『栃木県史』史料編中世二「茂木文書」一八(三頭)。「栃木県史」史料編中世三「落合文書」一。「信濃史料」五卷 建武四年四月、市河刑部大夫助房代嶋田清三郎助朝軍忠状、「被切殺乗馬」。『信濃史料』七卷 至徳四年九月、市河甲斐守頼房軍忠状。軍忠状が存在しないのでデータとして扱っていないが『入江文書』(統群書類従完成会、一九八六年)巻七系図によると、田原貞広の項には建武三年に馬三頭怪我の記録がある。一頭は「被切於乗馬」、二頭は「被切殺乗馬栗毛」と丈夫な三頭は「被切乗馬七箇所」が生き続けたらしい。
- (34) 『太平記』巻三三「畑六郎左衛門事」に馬に鎧をかける例がある。日本古典文学大系の慶長本『太平記』(岩波書店、一九六一年)巻三二に鎖鎧が見える。
- (35) データ的に脆弱であるが『太平記』と軍忠状を見合わせると突かれた人の死ぬ割合の低いことが判明する。
- (36) 『鎌倉遺文』四一―三三―四、三三〇―五五。『南北朝遺文・九州編』六五七、九二六。『兵庫県史』史料編中世八「南禅寺文書」一二。「高石市史」第二巻、一四五。
- (37) 森俊男「弓矢の威力」「弓矢の発達」(『復元の日本史 合戦の絵巻』、毎日新聞社、一九九〇年)によると効果的な射程距離(鎧などを射貫く距離)は約一三―四メートルという。
- (38) 『大日本史料』六一―、「畑田文書」建武二年九月畑田幹宗・同時幹軍忠状写。「前田尊経閣所蔵文書」延元元年ことを暗示する。
- (39) 『岩手県中世文書』一七―(建武四年七月曾我貞光申状案)、二二六(貞和三年五月曾我貞光申状案)。建武四年に曾我弥三郎光俊、「右頸骨乍被射通」と記載しているが、貞和三年の軍忠状には「討死」として扱われている。
- (40) 『太平記』巻九「久我繩手合戦事」。
- (41) 今川了俊『難太平記』(群書類従、巻一七)。
- (42) 『加能史料』南北朝I 貞和二年閏九月得田素章代子息章名軍忠状。
- (43) 『新編埼玉県史』資料編五、三四六。他の例は『福島県史』第七巻、「岡本元朝家蔵文書」三三。『南北朝遺文・九州編』六一五、八三三。
- (44) 三崎政高は「乍被射乗馬、敵二騎打留」めることができた。『南北朝遺文・中国四国編』一三三三。『太平記』巻二九「小清水合戦事」、巻十六「湊川合戦事」。
- (45) 『諸流兵法 上』兵法靈瑞書、七三頁。『太平記』巻一五「三井寺合戦事」。アイヌの毒矢については「諏訪大明神絵詞」(統群書類従神祇部、巻七三)。火箭については『南北朝遺文・九州編』七五七。
- (46) 『新編埼玉県史』資料編五、三四六。
- (47) 『鎌倉遺文』四一―三三―八三〇。
- (48) 『岩手県中世文書』一七一、二二六。
- (49) 『太平記』巻三二「神南合戦事」。
- (50) 『武家名目抄』刀剣部一七蛤刃。
- (51) 『太平記』巻三二「南帝八幡御退失事」。
- (52) 近藤好和「武器からみた内乱期の戦闘」(前掲)六四―六、七二―三頁。
- (53) 『諸流兵法、上』兵法靈瑞書、第三十二「敵に引てくみたる時、太刀刀つまりてぬけぬ時ぬく秘術法」。第二八「敵と打ち合(ふ)時、太刀長(刀)おれたるに儲くる秘術事」。『太平記』に、おれた太刀の例は少なくない。巻二九「將軍親子御上洛事」。巻三二「武蔵野合戦事」。巻三三「神南合戦事」。『源平盛衰記』(三)三弥井書店、一

- 数は現実より高くなる可能性がある。それを正すために人数だけが書いてある着到状をも使ったが、それは完全な解決策ではあるまい。⑤戦国や織豊、江戸期に滅亡した武家は少なくないので、多くの軍忠状が散逸していることも考慮する必要がある。
- (31) 六波羅探題については『鎌倉遺文』四一―三三―三七、湊川は『梅松論』(前掲)一二四頁、奥州軍の全滅については『南北朝遺文・九州編』一二〇―一三、一二一―五七、六九九―八。名前が明確に載せてある六波羅探題の一八九人についてはデータとして扱った。
- (32) 但し、元弘・建武年間については近江の番場宿で自決した六波羅探題の一八九名を除けば、殺害率は一五パーセントになる。
- (33) 『南北朝遺文・九州編』四五九、五四四、六五一、八六八、一一九〇、一二二〇、一三七五、一四九七、二五三六(四頭)、三九三六。『南北朝遺文・中国四国編』二三三、二三八、二九一、六五四、七七三、二五三三、三六四四。『新潟県史』史料編四 一四二―「被切乗馬」。『相馬文書』「相馬岡田文書」一二、「大悲山文書」七。『栃木県史』史料編中世二「茂木文書」一八(三頭)。「栃木県史」史料編中世三「落合文書」一。「信濃史料」五卷 建武四年四月、市河刑部大夫助房代嶋田清三郎助朝軍忠状、「被切殺乗馬」。『信濃史料』七卷 至徳四年九月、市河甲斐守頼房軍忠状。軍忠状が存在しないのでデータとして扱っていないが『入江文書』(統群書類従完成会、一九八六年)巻七系図によると、田原貞広の項には建武三年に馬三頭怪我の記録がある。一頭は「被切於乗馬」、二頭は「被切殺乗馬栗毛」と丈夫な三頭は「被切乗馬七箇所」が生き続けたらしい。
- (34) 『太平記』巻三三「畑六郎左衛門事」に馬に鎧をかける例がある。日本古典文学大系の慶長本『太平記』(岩波書店、一九六一年)巻三二に鎖鎧が見える。
- (35) データ的に脆弱であるが『太平記』と軍忠状を見合わせると突かれた人の死ぬ割合の低いことが判明する。
- (36) 『鎌倉遺文』四一―三三―四、三三〇―五五。『南北朝遺文・九州編』六五七、九二六。『兵庫県史』史料編中世八「南禅寺文書」一二。「高石市史」第二巻、一四五。
- (37) 森俊男「弓矢の威力」「弓矢の発達」(『復元の日本史 合戦の絵巻』、毎日新聞社、一九九〇年)によると効果的な射程距離(鎧などを射貫く距離)は約一三―四メートルという。
- (38) 『大日本史料』六一―、「畑田文書」建武二年九月畑田幹宗・同時幹軍忠状写。「前田尊経閣所蔵文書」延元元年ことを暗示する。
- (39) 『岩手県中世文書』一七―(建武四年七月曾我貞光申状案)、二二六(貞和三年五月曾我貞光申状案)。建武四年に曾我弥三郎光俊、「右頸骨乍被射通」と記載しているが、貞和三年の軍忠状には「討死」として扱われている。
- (40) 『太平記』巻九「久我繩手合戦事」。
- (41) 今川了俊『難太平記』(群書類従、巻一七)。
- (42) 『加能史料』南北朝I 貞和二年閏九月得田素章代子息章名軍忠状。
- (43) 『新編埼玉県史』資料編五、三四六。他の例は『福島県史』第七巻、「岡本元朝家蔵文書」三三。『南北朝遺文・九州編』六一五、八三三。
- (44) 三崎政高は「乍被射乗馬、敵二騎打留」めることができた。『南北朝遺文・中国四国編』一三三三。『太平記』巻二九「小清水合戦事」、巻十六「湊川合戦事」。
- (45) 『諸流兵法 上』兵法靈瑞書、七三頁。『太平記』巻一五「三井寺合戦事」。アイヌの毒矢については「諏訪大明神絵詞」(統群書類従神祇部、巻七三)。火箭については『南北朝遺文・九州編』七五七。
- (46) 『新編埼玉県史』資料編五、三四六。
- (47) 『鎌倉遺文』四一―三三―八三〇。
- (48) 『岩手県中世文書』一七一、二二六。
- (49) 『太平記』巻三二「神南合戦事」。
- (50) 『武家名目抄』刀剣部一七蛤刃。
- (51) 『太平記』巻三二「南帝八幡御退失事」。
- (52) 近藤好和「武器からみた内乱期の戦闘」(前掲)六四―六、七二―三頁。
- (53) 『諸流兵法、上』兵法靈瑞書、第三十二「敵に引てくみたる時、太刀刀つまりてぬけぬ時ぬく秘術法」。第二八「敵と打ち合(ふ)時、太刀長(刀)おれたるに儲くる秘術事」。『太平記』に、おれた太刀の例は少なくない。巻二九「將軍親子御上洛事」。巻三二「武蔵野合戦事」。巻三三「神南合戦事」。『源平盛衰記』(三)三弥井書店、一

- 九九四年) 卷一五「宇治合戦」。
- (54) 鈴木尚『鎌倉材木座発見の中世遺跡とその人骨』(岩波書店、一九五六年) 三二二頁など。
- (55) 鈴木尚『鎌倉材木座発見の中世遺跡とその人骨』(前掲) 五〇―二頁など。
- (56) 『南北朝遺文・九州編』一四九七。
- (57) 『入江文書』前掲巻七。
- (58) 『太平記』卷三二「京合戦事」。相馬朝胤の軍忠状には「乗馬被切頭、朝胤左手被疵」とある。馬の頭が切られてしまった上、朝胤でさえも負傷をしたのは大太刀によるものであろう。「大悲山文書」七。
- (59) 長刀について、近藤好和「長刀源流試考」(『古代文化』四七―三、一九九五年) に詳しい。
- (60) 『太平記』卷三二「武藏野合戦事」。
- (61) 『太平記』卷三一「山名右衛門佐成敵事」。鉞も一四世紀の作『後三年合戦絵詞』(上巻第一段、四紙、『日本絵巻大成15 後三年合戦絵詞』、中央公論社、一九七七年) と『春日権現験記絵』(巻八、四紙、『続日本の絵巻13 春日権現験記絵上』、前掲) にも見える。
- (62) 『太平記』卷一四「大渡合戦事」。
- (63) 『太平記』卷三〇「七条大宮軍事」。実際に頼春が鉞で殺されたかは不明。小川信によると、矢で射られたから死んだという(『細川頼之』、吉川弘文館、一九七二年、三三一―四頁)。
- (64) 『太平記』卷三八「相模守清氏討死事」。
- (65) 『鎌倉遺文』四二―三三三―三三〇。
- (66) 『福島県史』第七巻、「小荒井文書」一。
- (67) 近藤好和「武器からみた内乱期の戦闘」(前掲) 七一頁。
- (68) 戦国期の集団戦には長くなった鎧が使用され、鎧による負傷も激増する。『静岡県史資料編7』一八六〇と『大日本史料家わけ十四』「三浦家文書」九五。近藤好和が指摘したように鉞は片手で持つ武器で鎧は両手であつた必要があつた。「突く」怪我は鉞か鎧か大太刀のいずれか不明だが、記載された例を見る限り、後の戦国期と違って鎧は珍しかったようである。
- (69) 『秋夜長物語絵巻』(中巻第五段)、宮次男『合戦絵巻』一〇(角川書店、一九七七年) と伊藤喜良『南北朝の動乱』(前掲) 一三三〇頁。
- (70) 釈迦堂光浩「南北朝期合戦における戦傷」(前掲)。
- (71) 若党が馬上で戦った例の一つは『南北朝遺文・中国四国編』六五四。武士が歩兵として戦った例は『福島県史』第七巻、「岡本元朝家藏文書」三八。
- (72) 釈迦堂光浩「南北朝期における戦傷」(前掲) 三七頁。
- (73) 釈迦堂と異なり、肩は胴体として認めた。従って、腕の率が低くなる。
- (74) 正慶二年(一三三三) 楠木正成の千早城を攻めた鎌倉軍の現存する合戦注文によると、顔の負傷は全傷の六三パーセント。このことは顔の怪我が多かったことを示している。『鎌倉遺文』四一―三三〇―四三―四、三三〇―五〇。「和田文書」(京都大学影写本) の正慶二年四月十四日と同年四月二十日手負注文も参考。しかし、一つの「頂」の負傷は含まなかった(『鎌倉遺文』四一―三三〇―四四)。
- (75) 老練兵は無経験者に次のような助言をのべた。「汝は是ぞ初軍、敵寄すればとて騒ぐ事なかれ、射向の袖を間額にあてよ」。『源平盛衰記』(国民文庫刊行会、一九一一年) 佐巻 第三七。
- (76) 山岸素夫・宮崎真澄『日本甲冑の基礎知識』(雄山閣出版、一九九〇年)。
- (77) 『太平記』卷三八「相模守清氏討死事」。卷一四「大渡橋合戦事」では「獅子頭の冑に、目下の臍当して」とあるが、『西源院本太平記』(刀江書院、一九三六年) の「師子頭ノ冑ニホウ当シテ」が正しい。卷三三「畑六郎左衛門尉時能之事」。卷一七「山責事」。
- (78) 『後三年合戦絵詞』(中巻第一段、四紙) 『日本絵巻大成15 後三年合戦絵詞』(前掲) には一例しか見えないが、『秋夜長物語絵巻』(中巻第五段)、宮次男『合戦絵巻』10(前掲) には三例の頰当が見え(中巻第七段)、『合戦絵巻』12にも三例が見える。
- (79) 軍忠状と主従関係については、拙稿「Largess and the Limits of Loyalty in the Fourteenth Century」(Mass, ed., *The Origins of Japan's Medieval World*) 参照。

- 九九四年) 卷一五「宇治合戦」。
- (54) 鈴木尚『鎌倉材木座発見の中世遺跡とその人骨』(岩波書店、一九五六年) 三二二頁など。
- (55) 鈴木尚『鎌倉材木座発見の中世遺跡とその人骨』(前掲) 五〇―二頁など。
- (56) 『南北朝遺文・九州編』一四九七。
- (57) 『入江文書』前掲巻七。
- (58) 『太平記』卷三二「京合戦事」。相馬朝胤の軍忠状には「乗馬被切頭、朝胤左手被疵」とある。馬の頭が切られてしまった上、朝胤でさえも負傷をしたのは大太刀によるものであろう。「大悲山文書」七。
- (59) 長刀について、近藤好和「長刀源流試考」(『古代文化』四七―三、一九九五年) に詳しい。
- (60) 『太平記』卷三二「武藏野合戦事」。
- (61) 『太平記』卷三一「山名右衛門佐成敵事」。鉞も一四世紀の作『後三年合戦絵詞』(上巻第一段、四紙、『日本絵巻大成15 後三年合戦絵詞』、中央公論社、一九七七年) と『春日権現験記絵』(巻八、四紙、『続日本の絵巻13 春日権現験記絵上』、前掲) にも見える。
- (62) 『太平記』卷一四「大渡合戦事」。
- (63) 『太平記』卷三〇「七条大宮軍事」。実際に頼春が鉞で殺されたかは不明。小川信によると、矢で射られたから死んだという(『細川頼之』、吉川弘文館、一九七二年、三三一―四頁)。
- (64) 『太平記』卷三八「相模守清氏討死事」。
- (65) 『鎌倉遺文』四二―三三三―三三〇。
- (66) 『福島県史』第七巻、「小荒井文書」一。
- (67) 近藤好和「武器からみた内乱期の戦闘」(前掲) 七一頁。
- (68) 戦国期の集団戦には長くなった鎧が使用され、鎧による負傷も激増する。『静岡県史資料編7』一八六〇と『大日本史料家わけ十四』「三浦家文書」九五。近藤好和が指摘したように鉞は片手で持つ武器で鎧は両手であつた必要があつた。「突く」怪我は鉞か鎧か大太刀のいずれか不明だが、記載された例を見る限り、後の戦国期と違って鎧は珍しかったようである。
- (69) 『秋夜長物語絵巻』(中巻第五段)、宮次男『合戦絵巻』一〇(角川書店、一九七七年) と伊藤喜良『南北朝の動